

年金記録確認宮城地方第三者委員会（第14回）議事要旨

- 1 日 時 平成19年11月7日（水）13時30分～16時30分
- 2 場 所 年金記録確認宮城地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員）坂本委員長、阿部委員、大堀委員、根本委員
（事務局）堀局長、大塚総務管理官、佐藤室長ほか
- 4 議題
 - (1) あっせん案の検討
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
- 5 会議経過
 - (1) 継続審議事案となっていた国民年金1件について、保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案を審議し、決定した。
 - (2) 第三者委員会に申し立てられた事案について審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮して申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - (3) 次回は、11月14日（水）13時30分から開催することとした。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認宮城地方第三者委員会（第15回）議事要旨

- 1 日 時 平成19年11月14日（水）13時30分～16時30分
- 2 場 所 年金記録確認宮城地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員）坂本委員長、竹村委員長代理、阿部委員、大堀委員、根本委員
（事務室）堀局長、大塚総務管理官、佐藤室長ほか
- 4 議題
 - (1) あっせん案等の検討
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
- 5 会議経過
 - (1) 継続審議事案となっていた国民年金5件について審議し、うち4件について保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案を決定するとともに、1件の事案について保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (2) 第三者委員会に申し立てられた事案について審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮して申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - (3) 次回は、11月21日（水）13時30分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認宮城地方第三者委員会（第16回）議事要旨

- 1 日 時 平成19年11月21日（水）13時30分～16時30分
- 2 場 所 年金記録確認宮城地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員）坂本委員長、竹村委員長代理、阿部委員、大堀委員、根本委員
（事務室）堀局長、大塚総務管理官、佐藤室長ほか
- 4 議題
 - (1) あっせん案等の検討
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
- 5 会議経過
 - (1) 継続審議事案となっていた国民年金2件について、保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案を審議し、決定するとともに、国民年金1件及び厚生年金1件について、保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (2) 第三者委員会に申し立てられた事案について審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮して申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - (3) 次回は、11月28日（水）13時30分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認宮城地方第三者委員会（第17回）議事要旨

- 1 日 時 平成19年11月28日（水）13時30分～16時30分
- 2 場 所 年金記録確認宮城地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員）坂本委員長、竹村委員長代理、阿部委員、大堀委員、根本委員、穴澤委員、太田委員、門脇委員、鹿野委員、千葉委員、野村委員、吉田委員
（事務局）堀局長、大塚総務管理官、佐藤室長ほか
- 4 主な議題
 - (1) 東北管区行政評価局長あいさつ
 - (2) 委員長あいさつ
 - (3) 委員の自己紹介
 - (4) 議事運営の概要説明
 - (5) あっせん案等の検討
 - (6) 事案の検討
 - (7) その他
- 5 会議経過
 - (1) 東北管区行政評価局長から、以下の趣旨のあいさつを行った。

国民からの申立件数が急増している折、委員会の審議体制の強化と運営の効率化が課題となっていました。この度、委員と事務局職員を増員することとしました。

11月26日付けで新たに任命された7人の委員の皆様には、お忙しい中、委員をお引き受けいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、今年の6月11日、総務大臣に総理から「年金記録の確認について、御本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置していただきたい。この第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の信頼を回復するよう努めていくことが必要である。」との指示がなされました。また、福田総理からも増田総務大臣に対して、年金記録問題について同

趣旨の指示がなされました。

この地方第三者委員会は、年金記録に係る苦情のあっせんに関する調査を行い、この調査結果と中央委員会が策定する基本方針に基づき、あっせん案を作成することを任務としております。

年金保険料を納められた方に対してきちんと給付することは制度として当然のことであろうと思います。判断が難しい事例も多いかと思いますが、納められた方の視点に立ってまじめに年金保険料を支払った方に対して給付がきちんと行われるようご検討いただきたいと思います。

年金制度に関する信頼の回復は国家の基本に関わる問題であるとともに、申立てをされる方にとってはご自分の年金額に関わる重大事であって、この委員会の果たす役割は極めて重いと考えております。

この重い任務に対するご協力に改めて感謝申し上げますとともに、今後、活発なご審議をお願い申し上げます、簡単でございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

(2) 委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

今回、委員会に新しく7人の方々が加わっていただきましたことに感謝申し上げます。

年金記録確認の問題は国民にとって切実な問題であり、国民の関心も極めて高く、このたびの社会保険庁の問題を通じて、年金への不信が行政への信頼低下につながっているように思います。

当委員会としましては、中央第三者委員会が策定し、総務大臣が決定した基本方針に基づき、申立人の立場に立って調査審議し、第三者委員会があつてよかったと思われるような成果を出すべくご尽力いただきたいと思います。

国民からの申立件数は増加する一方であります。委員の増員により、審議を促進するための条件も整ってきましたので、委員会の下に部会を設置することも考えております。

委員の皆様のご協力の程をお願いします。

(3) 事務室から、「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金記録確認第三者委員会令の一部改正」及び「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たつての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）について説明を行った。

(4) 継続審議事案となっていた国民年金1件について、保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

(5) 第三者委員会に申し立てられた事案について審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮して申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(6) 次回は、12月5日（水）13時30分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕